慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	いわゆる『国富論草稿』について
Sub Title	On the so-called early draft of the wealth of nations
Author	羽鳥, 卓也
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.6 (1976. 8) ,p.402(36)- 419(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19760801-0036
Abstract	
Notes	『国富論』刊行200年記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19760801-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる『国富論草稿』について

羽　鳥　卓　也

1　問題の所在

1958年にアバディーン大学のJ. M. ロウジアンによって発見された新しいアダム・スミスの法学講義のノートは，今日未だに公刊されてはいないけれども，このノートをすでに検討する機会をもったR. L. ミークとA. S. スキナーとは，共同署名で1973年に，スミスの1760年代における分業論の構想の形成過程に関する興味深い論説を発表している。かれらの丹念で手堅い考証は，これまでこの領域で最も権威ある所論とみなされてきたW. R. スコットの所説に大きな修正を加える必要のあることを十分に立証した。

かつてスコットは，みずから発見して『国富論の初期の草稿』と名付けたスミスの1760年代の手稿の内容を，一方ではE. キャナン編の『グラースゴウ講義』と，他方では『国富論』と比較・検討することを通して，つぎのような積極的な見解を1937年に提出していた。

「とにかく，この手稿が『講義』のなかに見出されるよりもはるかに多くの分配に関する議論を含んでいることは，疑う余地がない。手稿には，国民分配分の概念だけでなく，実質国民分配分の概念というきわめて明確な考え方が現われている。そして，ピン製造業の例では，これは一大社会の成員の間に分配されるものとみなされている。……そこには，利潤と賃金との間の分配が見出される。」(1)

スコットは，キャナン版『講義』と『草稿』との間のこのようなちがいを念頭におきながら，つぎのように推定する。「この手稿は，『グラースゴウ講義』の草稿であろうか，それとも『講義』の改訂の初期のものであろうか。多くの理由は後者であることを示している。……〔『講義』の内容が実際にスミスによって口述された〕課程は1762—3年の学年度であるにちがいない。したがって，この手稿が示しているような改訂が行われたおおよその時期は，1763年の，おそらく夏かそれ以

注(1)　W. R. Scott, *Adam Smith as Student and Professor*, 1937, p. 320.

後のことであろう。[2]」

そして，スコットはつぎのような重大な問題提起をする。「この手稿における改訂のなかには，これまで法学のなかに埋もれていた経済論を法学の論述から完全に分離するという画期的な決断がある。[3]」と。

キャナン版『講義』によれば，当時スミスが構想した法学の体系は，正義・ポリース・国家収入・軍備・国際法の5部から編成されていたのだが，スコットが発見した『草稿』は『講義』のなかのポリースという表題をもつ第2部の内容にほぼ照応するものであった。ところが，スコットは，上述したように，この『草稿』は，内容的には『講義』のポリースの部の単なる再録とみるべきではなく，むしろそれを改訂したものであり，しかも，その改訂の方向は後年の『国富論』の実質の端緒的形成をめざすものとみるべきだというのである。こうしてかれは，この『草稿』がスミスの学問研究の進展過程における経済学の法学体系からの自立化を指示する重要な道標であるとみる。かれがこの手稿に，ことさらに『国富論の初期の草稿』という表題を付したことも，このような含意を示すものといえるだろう。

しかし，最近のミーク・スキナーの緻密な考証は，スコット説には文献実証的に重大な難点があることを明らかにした。すなわち，ミーク・スキナーによれば，ロウジアンの発見した法学講義のノートには，1762年秋から63年春へかけて行われた講義の内容が収録されていることが明らかであり，このノートと照合すると，キャナン版『講義』は，記載事項および理論内容のちがいからいって，明らかに1763—4年の学年度に行われた講義内容を収録したものとみなければならないというのであり，さらにまた，スコットの発見した『草稿』の記述内容をこの2種の『講義』と照合すると，その執筆時期は1763年と推定しうるけれども，しかし，その年の4月よりも以前であることは明らかだというのである。[4]

ミーク・スキナーの考証によって，われわれは今では，スコットの発見した『草稿』がスミスの法学体系のポリースの部の内容の単なる再録にすぎなかったことを疑うわけにはいかなくなってしまった。だから，水田洋氏もミーク・スキナーの考証を是認しつつ，「〔スコットのいわゆる〕『国富論草稿』は，げんみつには『国富論』の草稿とはいえないことになる[5]」と述べて，スコット説の崩壊を告知される。

ところで，1760年代には法学体系のなかの一部分でしかなかったスミスの経済論は，1776年には『国富論』という著作として出版され，それによってスミスの経済学が法学から自立化して独立の体系となったことを立証した。スコットは『草稿』を，こういう経済学の法学体系からの自立化

注(2)・(3) Ibid., p. 319.

(4) Cf. R. L. Meek & A. S. Skinner, "The Development of Adam Smith's Ideas on the Division of Labour", *Economic Journal*, Vol. 83, No. 332, pp. 1096-1103.

(5) 水田洋「アダム・スミス研究の新資料」同著『社会思想の旅』p. 224.

過程を示す重要な道標とみなしたけれども，ミーク・スキナーの考証は，『草稿』執筆以後もスミス自身がその『草稿』に記述した経済論を相変らずかれの法学講義の第2部ポリースのなかに位置づけつづけていたことを立証する。したがって，『草稿』をキャナン版『講義』よりも後の時期の作品と推定して組立てられたスコット説の足場は完全に崩れたといわなければならない。しかしミーク・スキナーの文献批判の作業はあくまで2種の『講義』と『草稿』との執筆ないし作成の時期の推定に関するものにすぎないのであって，スコットの提出した問題の全局面を覆いつくしているわけではない。すなわち，スコットが提出したのは，スミスにおける経済学の法学体系からの自立化の時期の確定という問題だったのだし，この画期を示す指標を『草稿』に求めることができるのではないかという問題だったのである。だから，今ではこの『草稿』がスミス自身によってかれの法学講義の一部分の再録として口述筆記されたものでしかなかったということが明らかになったとしても，それだけでスコットの問題提起の意味自体が雲散霧消してしまうということにはならない。というのは，もしも『草稿』や『講義』のポリースの部の記述内容が，後年『国富論』で展開される経済学的論述の精髄をすでに含んでいたとすれば，われわれは依然としてスコットとともに『草稿』を『国富論の初期の草稿』と呼びつづけても差支えないし，むしろそうすることが妥当だと考えるからである。たしかに，ミーク・スキナーの周到な考証によって，当時のスミス自身の構想のなかでは，かれの経済論はまだ法学体系のなかにその一部分を占めるものとして位置づけられていたことが明らかになった。これは否定できない事実である。しかし，たとえ形式的にはまだ法学体系の一構成部分でしかなかったとしても，その経済論の実質的内容がすでに『国富論』の経済学体系の核心部分を含むところまで理論的に成熟していたとすれば，『草稿』は『講義』のポリースの部の記述内容とともにスミスにおける経済学の法学体系からの自立化過程の第一歩を示す重要な道標とみなされなければならないだろう。このばあいには，スミスはフランス旅行出発以前に，経済学を法学体系という枠のなかにおきながらも，それにもかかわらず経済学を独立の体系として実質的につくりあげる準備をすでに十分に整えていたといってよいことになるだろう。こうしてみると，スミスにおける経済学の法学体系からの自立化の道標を，果して『草稿』や『講義』に求めうるかどうかという問題に決着をつけるためには，われわれはもう一度，かつてW. ハスバッハ，キャナン，スコット等が企てた作業――『講義』や『草稿』のなかに記述された経済論の内容を『国富論』との対比において検討することによってその理論的特質を明らかにするという作業――を，ミーク・スキナーの新しい文献実証的研究の成果を踏まえたうえで，あらためてやり直してみる必要があるのではないだろうか。(6)

注(6) 以下，本稿で用いられるアダム・スミスの諸著作のテキストはつぎのとおりである。*An Early Draft of Part of the Wealth of Nations* は，スコットの前掲書のなかに付録として印刷されているものによるが，引用にさいしては手稿そのもののなかに記入されたページ（例えば，N. 3）を掲げることにする。また，キャナン版『講義』は，*Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith*, ed. by E. Cannan,

2　分業論の導入部について

『草稿』およびキャナン版『講義』のポリースの部の記述が『国富論』第1・2編の理論内容の少なくない部分を予示するものだったということは，よく知られている。とりわけ，分業論の記述は『国富論』のそれとほとんど合致するほどの充実した内容を備えているし，貨幣の起源と用途に関する考察もかなり『国富論』に近い内容を示しており，商品の自然価格と市場価格についての分析も『国富論』での理論展開を予示するものであったといってよい。そのうえ，これらのスミスの60年代の作品には，『国富論』第3編の歴史分析や第4編の重商主義政策に対する批判的考察に関するいくつかの論点がすでに含まれてもいる。しかも，『講義』のなかの国家収入の部および軍備の部では，第5編の財政論のなかのいくつかの論点が提示されている。

しかし，以上はあくまでも外見上の類似点の指摘にすぎない。60年代におけるスミス経済学の理論内容の実質的整備の程度を確定するためには，われわれはいっそう深く掘下げた比較を試みなければならない。

『草稿』の第2章の記述内容は，『国富論』第1・2章の分業論の内容の重要な部分をすべて含んでいる。(7) ところが，『草稿』の第2章の冒頭にはかなり長文の導入部ともいうべき叙述がおかれているのに，この記述は『国富論』では第1・2章のなかには見当らず，その内容がいちじるしく簡略化されて巻頭の「序論および本書の構成」のなかに移されている。しかし，そこに見出される簡略化された文章と『草稿』第2章の導入部とを読み比べると，読後の印象は必ずしも同一ではないのである。まず最初に，この点を考察しよう。

該当する個所で，スミスは未開社会と文明社会とを比較しつつ，つぎのような議論を提出している。未開社会では，およそ労働しうる人間はすべて労働に従事しており，しかも，労働の生産物はすべてがすべて労働する者自身に帰属するけれども，すべての者がいちじるしく貧しい。これに反して，文明社会では労働する者と労働しない者との分化が生じていて，後者は前者から労働の生産物のなかの少なくない分前を無償で獲得して前者よりもはるかに贅沢な暮しを営んでいる。文明社会にはこのような分配の不平等があるが，しかし，社会の富の産出量は莫大であるので，労働する階級の最下層の者でさえも，いかなる未開人よりも裕福な生活を営んでいる。文明社会におけるこのような普遍的な富裕化は，文明社会では労働が分業に編成されて生産力が向上したことにもとづ

1896であり，ロウジアンの発見した新版の『講義』の内容については，ミーク・スキナーの前掲論文の紹介による。『国富論』のテキストは，*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by E. Cannan, 6th edn. である。

注(7)　『草稿』の第1章は欠落しているが，その内容はおそらく，『講義』のなかで分業論に先立って講述された，人類の自然的欲望を充足すべき生活必需品および便宜品は労働の生産物にほかならない，という命題の確立にあてられていたと推定してよいだろう。

いて生じたのである。

こういう趣旨の議論は『草稿』でも『国富論』でも同じように展開されている。ところが，『草稿』では，文明社会の貧民と富者との分化がつぎのような具体例をもって説明されている。「文明社会では，貧民 poors は自分自身に対して供給するとともに上流階級 Superiors の莫大な奢侈に対しても供給している。怠惰な地主 landlord の虚栄を支えることになる地代 rent は，すべて農民 peasant の勤労によって得られたものである。金持 monied man はかれの資本を利子つきで商工業者たち merchant and tradesman に貸付けて，かれらの犠牲であらゆる種類の下劣で不潔な快楽に耽る。遊惰で浮薄な宮廷の従臣たち retainers upon court は，同様にかれらの生活を扶養する租税を支払う人々の労働によって衣食住を賄われている。これに反して，未開人の間では，あらゆる個人はかれ自身の労働の全生産物を享受している。かれらの間には，地主も高利貸 usurers も収税吏 taxgatherers もいない。」(8)

この引用文のなかには，文明社会における労働する下層階級と労働しない上流階級との分化が記され，それぞれの階級に所属する種々の社会層が具体的に列挙されている。だが，上流階級に属する者として地主や高利貸のほかに「宮廷の従臣」が挙げられている点がさしあたり注目に値いする。というのは，ここでスミスは文明社会のいわゆる不労所得について語っているわけだが，かれは地主や高利貸による地代や利子の収得ということと同一の次元で国家権力による租税の取立について述べているからである。(9) これでみると，地主と農民，高利貸と商工業者との間の経済的関係とともに，国家の君主や役人と納税する臣民との間の政治的関係が，いわば両者混然一体のままスミスの脳裡に描かれていたように思われる。だから，『草稿』のスミスは文明社会の階級間の搾取関係について語りながら，ただ単に純粋に経済的な関係を考察の対象としていたのではなく，経済的関係と政治的関係との総体をそのまま取上げていたといわなければならない。してみると，当時のスミスは文明社会の経済過程の法則的把握を意図しながらも，問題の考察にあたって政治的諸関係を捨象して経済的問題を抽出することができなかったのであろう。このばあいに，国家の契機を捨象できないということは，当時のスミスの経済論がまだ法学ないし政治学から未分離の状態にあったということと無関係とはいえないだろう。

注(8) *Draft*, N. 1.

(9) キャナン版『講義』では，『草稿』のこの個所と同趣旨の議論が記述されたところが，きわめて簡略化されているため，不労所得として地代や利子とともに租税を考えたり，上流階級のなかに地主や高利貸とともに国王や役人を考えたりしているかどうかという点は，必ずしも明らかではない。しかし，ロウジアンの発見した新版の『講義』には『草稿』と同一の考え方が見出されるようであって，ミーク・スキナー論文が紹介するつぎの個所は看過できない。

「文明社会において『金持や貴人 men of rank』が最も富裕な未開人よりもはるかに豊かな供給をうけているのは，驚くにはあたらないことのように思われる。なぜなら，『文明社会においては貧民の労働および時間が，富者を安楽かつ贅沢に生活させるための犠牲に供されている』からである。しかるに，未開人の間では『地主も高利貸も収税吏もいない。』したがって，われわれは当然『未開人の方が，自身のためおよび他人のために労働する隷属的な貧民よりもはるかに豊かな供給をうけている』ものと予期するだろう。だが，事実はまさに『大ちがい』なのである。」(Meek & Skinner, op. cit., p. 1097.)

しかし，注意すべきは上記の点だけではない。文明社会の下層階級として租税を支払う臣民全員が挙げられている点を別にしても，上の引用文のなかにはほかにも注目すべき問題がある。労働する階級に属する者として挙げられているのは，地代を支払う農民や利子を支払う商工業者であるが，これに応じて，上流階級に属する者として地主や高利貸が挙げられている。しかし，それなら，ここで農民というのは，資本家的借地農業者なのか，農業労働者なのか，それとも自営の小農民なのであろうか。この引用文からは，そのいずれであるのか一向に判然としない。そして，高利貸に生血を吸われる商工業者といわれているものについても，同じような曖昧さがある。これに応じて，ここでの地主や高利貸というのも，その歴史的性格と社会的存在形態とが不明瞭なのである。つまり，ここでの記述には，文明社会を構成する経済的諸階層が列挙されてはいるのだけれども，資本家および賃金労働者という資本主義社会の基本的な二大階級の存在が必ずしも明白に把握されてはいないように思われるのである。

この点をさらに立入って考察するために，上の引用文を含むパラグラフに直続するパラグラフのなかから長文の引用をすることにしたい。「10 万戸の家族の住む社会には，おそらく，全く労働しない100戸の家族があって，しかも，かれらは暴力もしくは暴力ほどは恣意的ではない法律の圧力によって，この社会の労働のうち，その社会の他のどの1万戸の家族が使用するよりもいっそう多大な部分を使用している。この莫大なくいこみがなされた後に残るものもまた，けっして各個人の労働に比例して分配されはしない。反対に，最も多く労働する者が最も僅かしか獲得しない。その大部分の時間を贅沢や娯楽に費やしている富裕な商人 opulent merchant は，かれの取引上の利潤 profit のうち，その仕事を実際に遂行しているすべての番頭や会計係 clerks and accountants よりもはるかに大きな分前を享受している。これらの人々もまた，多大な余暇を享受し，出勤という拘束のほかにはほとんど苦痛をうけることがないにもかかわらず，かれらの指揮のもとでかれらよりもはるかに激しく勤勉に労働する同数の職人たち artizans が享受するものの3倍よりもはるかに大きな生産物の分前を享受している。この職人もまた，概して屋内にいて，風雨に曝されぬように保護されて，気楽にかつまた無数の機械の便宜に助けられて働いているのに，大地や四季と闘わなければならぬ哀れな労働者たち poor labourers よりもはるかに多大な分前を享受している。[(10)]」

この引用文の前段で，スミスはさきほどの引用文の論旨を簡略化して再述している。すなわち，10万戸から成る社会において100戸は全く労働しないのに，暴力や法律によって無償で労働の生産

注(10) *Draft*, N. 1-2.

なお，この文章と同趣旨の文章は，キャナン版『講義』のなかにも見出される (cf. *Glasgow Lecture*, pp. 162-3.)。また，新版の『講義』のなかにも，やはり同趣旨の文章が見出されるようであって，それをミーク・スキナーの要約によって示しておこう。

「〔文明社会では〕労働は『各人にとって平等に比例しているのではなく』，したがって，『相互に支えあっている1万戸の家族のうち100戸の家族は全く労働していない』。『富裕な商人』は，『実際に事業全部を営んでいる』かれの番頭よりも豊かな生活をしている。この番頭は職人よりもよい暮しをしている。だが，この職人は職人で，かれらもまた，『社会の建物全体を支えている』『哀れな労働者』よりもよい暮しをしている。」(Meek & Skinner, op. cit., p. 1098.)

物の分前にあずかっているというわけだが，この100戸というのは，さきほどの引用文に列挙された上流階級，つまり国王や役人，地主や高利貸のこととみてよいだろう。だが，この引用文で提出される新しい論点は，引用文の後段のなかにある。すなわち，後段では，こういう上流階級による「莫大なくいこみ」の後に残る労働の生産物もまた，「けっして各個人の労働に比例して分配されはしない」という主張が記される。ここには，労働する階級の内部に，相互に区別しなければならぬ諸階層が存在するという点が指摘されているのである。だが，ここでのスミスの階層区分の仕方は特徴的であって，楽な労働に短時間しか従事しないのに比較的多額の報酬をうけとる階層と困難な労働に長時間従事しているのに比較的少額の報酬しかうけとらない階層とが区別される。こういう区分の仕方にしたがって，労働する階級を構成する諸階層は，上の方から順次に，「富裕な商人」，商人に雇われる番頭や会計係，番頭の指揮の下で屋内で働く「職人」，最後に，戸外で最も苛酷な仕事に従事する「哀れな労働者」というように列挙されている。

さきに知ったように，『草稿』のスミスは，金貸に高利を搾られる「商工業者」を労働する下層階級の構成員として描いていたが，この引用文でもまた，スミスは多数の職人を雇用する「富裕な商人」を労働する階級の最上層に位置づけている。「富裕な商人」が獲得する「利潤 profit」というのも，「労働の報酬」の一種であるにすぎないとされている。それは，楽な労働に短時間従事するだけで獲得できる割のよい報酬とされるのだが，あくまで「労働の報酬」の一種とみなされていて，ここでは利潤と賃金とが範疇的には区別されていないように思われる。

もっとも，以上のように述べたからといって，『草稿』のスミスが，賃金労働者の所得とその雇主たる商工業者の所得とのちがいを全然知らなかったというわけではない。かれは前者を賃金と呼び，後者を利潤と呼んで，一応の区別をしている。とりわけ，『草稿』のなかで，ピン製造業における分業の進展に伴う生産力の増進が富の分配に及ぼす影響について考察しつつ，かれは生産物の価値が賃金と利潤との間に分割される事情を追究して，つぎのように述べている。

「さらにいっそう分業と技術の改善がすすんだために，1人のピン製造職人が1日4,000本へとピンの生産量を増加できるようになったと仮定しよう。このばあいには，ピンは〔以前に比べて〕4分の1安く評価されて，100本3ファージングで売られることになるが，職人は1日に30ペンスの価値だけの製品をつくるだろう。かれの雇主は，自分の利潤 profit および経費として10ペンス，つまり1,333本のピンの価値を収得し，職人はかれの賃金として20ペンス，つまり2,667本のピンの価値を保有することになるだろう。製品の価格は減少し，労働者の賃金は増加することになる。かくして，公衆はよりよく供給され，職人はいっそう豊かな報酬をうけることになる。〔ただし〕われわれがいいたいのは，利潤が実際に上記のように分配されているということなのではなくて，それがこのように分配されることもありうるということなのである。[11]」

注(11) *Draft*, N. 3.

かつてスコットは，この文章で賃金と利潤との間への生産物の分配が明確に記されている点に注目して，『草稿』が『国富論』で展開される分配論の原型を提示していると主張した。(12) なるほど，ここにはまだ賃金と対応させられるものが利潤と原料購入費との合計額であるという未熟な仕方で示されているにしても，とにかく生産物価値の賃金と利潤とへの分割が語られ，雇主の所得を利潤と呼んで賃金と区別しているといえるだろう。しかし，この区別は，けっして範疇的区別とはいえないから，スコットのように，ここに『国富論』の分配論の原型を見出そうとするのは妥当ではないだろう。『国富論』では，分配論の基礎に利潤を不労所得として賃金と対立する範疇として確定しようとする手続がとられている。これに反して，『草稿』では，利潤は不労所得としてではなくむしろ「労働の報酬」の一種として捉えられている。だから，他人労働を雇用する商工業者が労働する下層階級のなかに組みこまれてしまうのであって，その限りで，利潤と賃金とはただ量的ちがいとして区別されているにすぎない。その結果，利潤も賃金も小生産者の所得から峻別して捉えることができなくなる。他人労働を雇用する商工業者と小生産者と賃金労働者とがすべて一括されて，文明社会の労働する下層階級とみなされるのは，そのためである。そして，それに応じて，利潤と賃金とは，小生産者の所得とともに「労働の報酬」として一括されており，資本制的所得諸範疇として確定されるに至っていないのである。

3　自然価格の定義について

『草稿』および『講義』では，分業論につづいて，商品価格を規制する諸事情について考察されているが，ここにも 60 年代のスミスの経済論の特質が明瞭にうかがえるから，本節ではその点を検討しよう。

『講義』のなかで，スミスは価格について，つぎのように述べる。「どの商品のばあいにも異なる2種の価格がある。それらは明らかに別のものだが，必然的な関連をもっていることが分るだろう。

注(12)　Cf. Scott, *op. cit.*, pp. 319–20.

なお，スコットが『草稿』の執筆時期を，キャナン版『講義』に収録された内容が実際にスミス自身によって口述された時期よりも後の時点だと推定した理由のひとつは，本文中に引用した生産物価値の賃金と利潤とへの分配についての『草稿』の記述部分と同趣旨の議論がキャナン版『講義』の行論のなかには見出せないという点にあったように思われる。しかし，ミーク・スキナーの研究によると，1762—3 年度のスミスの講義では，すでにピン製造業における生産物価値の利潤と賃金とへの分配に関する例示があげられているようであるから，この点でもスコットの推定は崩れる。そして，キャナン版『講義』のなかにこの例示が欠落しているわけは，この講義ノートを作成した筆記者がこの部分を省略したことによるものと推定してよいだろう。

ロウジアンの発見した『講義』の該当個所を，ミーク・スキナーの要約によって示しておこう。「これらの〔分業の〕改善がなされると，『各種産業部門は富裕を支えるとともに親方 great man に相当大きな利潤 profit を与えるのに十分なものを生産し，また労働者 labourer の勤労に十分な報酬を与えるだろう。』たとえば，もしピン製造業者が各人1日2,000本のピンを生産するような方法を採用することができ，このピンを100本につき1ペニーで販売するものとすれば，かれは職人 artisan に15ペンスを支払ったほかになお，『自分の取分として5ペンスを』保有することができるだろう。』(Meek & Skinner, op. cit., p. 1098.)

この2種の価格とは，自然価格と市場価格とである。[13]」

スミスによれば，一商品の市場価格は，市場における需要・供給関係の変動がある度毎に騰落するけれども，この市場価格の変動は全く無規律に行われるのではなく，長期的には絶えずある一定の価格水準に収斂する傾向をもっており，この価格水準において当該商品の需給は均衡するというのである。そして，スミスはこの長期均衡価格ともいうべきものを自然価格と呼んで，市場価格が自然価格の水準に絶えず収斂する傾向をもつという点を，つぎのように説いている。「もしある商品の市場価格がいちじるしく高く，労働がすこぶる高い報酬をうけると，市場にはきわめて多くの労働が集まってきて，その商品の生産量は増大する。……それはすこぶる安価になり，その自然価格のところまで下落するだろう。また，市場が商品の供給過剰になって，その製造業の労働が十分な報酬を得られなくなると，だれもその製造業に執着しようとはしない。かれらはそれによって生活資料を得ることができない。なぜなら市場価格がそのときには自然価格以下に下落するからである。[14]」

スミスは自然価格が当該商品の生産費を償うに足りる価格だと考えているのであって，『草稿』ではつぎのような定義が記される。「労働者をある特定の種類の産業に専念させるのに必要な価格は，第1にかれの生活を維持し，第2にその特定の仕事につくためのかれの教育費を償い，第3にこの補償をうけとるのに足りるほど長生きしないかもしれないという危険や，たとえ長生きしたとしても，その事業で成功しないかもしれないという危険をかれが冒すことに対して償うのに十分なものでなければならない。[15]」

要するに，スミスは市場価格の変動が無規則に行われるのではなくて，絶えず自然価格に収斂する傾向があるのだから，市場価格は自然価格を中心としてその上下に変動するにすぎないと説くとともに，それは結局のところ当該商品の生産費の水準に帰着すると主張しているのである。このような価格論の展開の仕方は，たしかにかれが文明社会の経済過程をそのものとして純粋に把握しようとしていることを示しているといえるから，その限りでは，たしかにこれはかれが経済学の理論研究へ第一歩を踏み出したことを示す道標であったといってよい。しかし，また同時に，ここで看過してならない点は，『草稿』や『講義』では商品の自然価格について，『国富論』のばあいとは異なる定義が与えられていたことである。すなわち，上の引用文に記されたように，商品の自然価格が「労働者をある特定の種類の産業に専念させるのに必要な価格」といいかえられていて，生産費を構成する諸項目が，(1)労働者の生活維持費，(2)労働者がある職業を営むためにあらかじめ支出した職業教育費，(3)労働者がある職業を営むさいに冒すさまざまな危険に対する保障料から成ると主張されている。この定義は，『国富論』における自然価格が賃金・利潤・地代をそれぞれの自然率に

注(13) *Glasgow Lecture*, p. 173.
(14) *Glasgow Lecture*, p. 178.
(15) *Draft*, N. 8.

おいて過不足なく支払いうる価格であると定義されているのに対して[16]，大きなちがいを示しているといわなければならない。

『草稿』や『講義』における生産費についてのこのような説明は，すでに早くミークが指摘しているとおり，当時のスミスが商品生産＝流通のメカニズムを分析するにあたって，文明社会の商品生産の中核的担当者を生産手段をみずから所有する独立の商品生産者とみなしていたことを示すだろう[17]。たしかに，上の引用文のなかに記された「労働者」が単なる賃金労働者ではなく，むしろ独立の商品生産者としての性格を帯びていることは，この「労働者」が事業遂行の危険の負担者とされている点からみて，否めないところだろう。

そうだとすると，ここで生産費の一項目とされている「労働者」の生活維持費というのも，けっして資本制的所得範疇としての賃金に相当するものではなく，やはり独立の商品生産者の生計費とみるべきであって，それをスミスが商品の生産費の一構成部分とみなしていると考えるべきであろう。だが，キャナン版『講義』のなかでは，スミスは商品生産者の稼得総額を「賃金」と呼ぶばあいがあるから，上記の点とあわせて考えれば，当時のスミスは独立商品生産者と賃金労働者とを範疇的に区別していなかったとみなければならないだろう。すなわち，『講義』のなかには，つぎのような一文がある。

「人々が別の種類の産業ではなく，とくにある種類の産業に引寄せられるときには，かれらはその仕事で，就業期間中のかれらの生活維持に足りるだけのものを獲得するにちがいない。……ある人がその仕事を始めて試みるばあいには，かれの仕事はかなりの長期にわたって，かれの親方にもほかの人にも全く役に立たない。それゆえ，かれの親方は，その人の生活維持費や，その人が損傷した分について，補償をうけなければならない。その人が自分でその職業を営むようになると，かれは自分がこれまで支出してきたもの，つまり，諸経費ならびに徒弟時代に親方に支払った謝金について，補償をうけなければならない。そして，かれの寿命はせいぜい10年ないし12年間稼ぐことを許すにすぎないから，その間にかれがいままでに支出した経費総額を回収できないかもしれないという危険を冒しているために，かれの賃金はそれだけ高くならなければならない[18]。」

この一文は，さきほどの『草稿』からの引用文とほとんど同じ内容だといってよいが，ここではある種の手工業を自営する職人の稼得が「賃金」と名付けられていることが注目される。この「賃金」と呼ばれるものは，ただ職人の家族の生計費を含むだけでなく，それに加えて，かれが徒弟期間中に支出した職業教育費や事業遂行に伴う危険負担の保障料をも含むものとみなされている。してみると，当時のスミスのいう自然価格とは，独立の商品生産者が当該商品の生産のために支出した全経費を償う価格のことであり，「賃金」と呼ばれるものはこの生産費全額と等しいということ

注(16) Cf. *Wealth of Nations*, I, p. 57.
(17) Cf. R. L. Meek, *Economics and Ideology and Other Essays*, 1967, pp. 30-1.
(18) *Glasgow Lecture*, pp. 173-4.

になるだろう。

これまで，われわれが60年代のスミスの経済論の特質を示すと思われる論点について考察したところを整理しておくことにしよう。スミスは『草稿』や『講義』のなかの分業論の導入部のところで，未開社会と対比しながら，文明社会には労働する階級とみずからは労働しないで前者に寄生する階級との分化が生じており，しかも双方の階級の間では富が不平等に分配されて後者が裕福であるのに前者が貧困であることを描くとともに，それにもかかわらず，文明社会では労働が分業に編成されたことによって生産力がいちじるしく増大したので，富裕が社会の最下層の者にまでゆきわたっていると説いている。スミスは文明社会の未開社会と比べての特質をこのように指摘したうえで，それなら文明社会ではなぜこのように富裕が社会の最下層の者にまでゆきわたるのか，とあらためて問いかけている。かれはこの問題の解明に成功すれば，そこにおのずから，文明社会における富の生産と分配とを規制する独自の法則を把握するための重要な手がかりが掴めるだろうと期待していたように思われる。しかし，すでに知ったように，この問題を解明しようとする当時のスミスの試みは，いわば経済学の入口のところで停止するという不本意な結果に終った。それなら，当時スミスの経済論的追究をこのように妨げた事情はなんであったのだろうか。

第1に，当時のスミスは労働する階級と労働しない階級との間の富の分配を考察するさいに，政治的支配・隷属関係を捨象して，これを純粋の経済問題として追究することができなかったという事情が考えられなければならない。すなわち，上流階級と下層階級との間の富の分配を描きながら，かれは地主による農民からの地代の収得，金貸による商工業者からの利子の取得ということとともに，国王や役人による臣民からの租税の徴収について語っていた。当時のかれは国家の契機を捨象して，文明社会の経済的過程をそのものとして考察するには至らなかった。かれの経済論が当時はまだ法学体系のなかの一隅にしかその場所を与えられなかったことは，この点と密接なかかわりがあるだろう。

第2に，上記の第1の事情を別にしても，文明社会における所有の不平等にもとづく階級分化を説くさいに，当時のスミスが不労所得に依存する社会層として地主や金貸を例示するとともに，労働する階級を構成するものとして商工業者，小手工業者や小農民を賃金労働者と並べて列挙していたという事情が考慮されなければならない。こういう階級区分の仕方をみれば，不労所得として示される利子や地代は必ずしも資本制的所得範疇としての利子や地代のみを意味しているとはいえないだろう。つまり，当時のスミスは，かれの主たる関心が富の分配問題の純粋に経済的な局面に注がれているばあいでさえも，資本主義的生産関係が専一的に支配する社会状態を想定して問題を考察することができなかった。当時のヨーロッパの現実そのままに，多数の小生産者層の残存する経済社会が直接に考察の対象とされていたのだから，これでは資本主義の経済法則の作用をあとづけることはいちじるしく困難にならざるをえない。

第3に，当時のかれは他人労働を雇用する商工業者が獲得する「利潤」を「労働の報酬」の一種とみなし，商工業者を労働する下層階級の一員として位置づけていたという点が考慮されなければならない。つまり，当時のかれは資本家と賃金労働者との間の富の生産と分配との関係を考察しているときでも，利潤を賃金労働者の遂行する労働によって生産される価値の一控除部分とはみなさず，したがって，利潤を資本制的所得範疇として確定することも，不労所得とみなすこともできなかった。これでは賃金と利潤とへの富の分配が語られても，それはけっして経済学における分配理論の形成を意味しない。

第4に，つぎの事情も顧みる必要がある。かれは文明社会における労働する下層階級を構成する社会層として商工業者・小生産者・賃金労働者を列挙していたが，商品価格の運動を規制する原理を解明しようとして，市場価格が長期的・平均的には当該商品の生産費の水準に収斂する傾向があることを洞察しつつ，生産費を構成する諸項目を整理・確定する必要に迫られて，労働する階級を構成する種々雑多な社会層を商品生産者としての規定性において統一的に把握した。つまり，かれは文明社会における富の生産の担当者を商品生産者として総括したのである。こういう総括の仕方によって，小生産者が労働する階級のなかに中核的位置を与えられ，商工業者は小生産者層の上層部分として，賃金労働者はその下層部分として処理されることになった。そこから当然，当時のスミスの経済論は，みずから生産手段を所有する商品生産者のみから構成される社会状態を想定し，そのうえに展開されるほかなくなる。こういう独立商品生産者の社会というモデルによるのであっては，長期均衡価格が生産費に合致するということを論証するのが限度であって，資本制的所得諸範疇の確定のうえに展開される分配論も蓄積論も構築しえないだろう。

4 『国富論』への移行

『草稿』や『講義』の分業論の導入部のところで，スミスは未開社会と対比しながら，文明社会に階級分化が生じることを説き，あわせて各階級に所属する社会層を具体的に例示するとともに，階級間の富の搾取形態についても具体的な例示を与えていた。ところが，この点に関する論述は，『国富論』になると，分業論の章から削られて，「序論および本書の構成」のなかに移されたうえ，論述内容もいちじるしく簡略化されて，つぎのようになっている。

「狩猟や漁撈に携わる人々からなる未開民族の間では，働くことのできるすべての個人が自分自身のためや，かれの家族や種族のなかの齢をとりすぎたり，虚弱であったりして狩猟にも漁撈にも従事できない人々のために，できるだけ多くの生活必需品や便宜品を供給しようと努める。しかし，そういう民族はみじめなほど貧しい。……これに反して，繁栄しつつある文明国民の間では，多数の人々が全く労働しないにもかかわらず，かれらのなかの多くの者は，労働する人々の大部分が消

費するものの10倍も，しばしば100倍も多くの労働の生産物を消費する。それでも，この社会の労働の生産物の全体はすこぶる大きいので，すべての人々がしばしば豊かな供給をうけていて，最下層の最も貧しい階層の職工 workman でさえも，もしかれが質素で勤勉であれば，生活の必需品および便宜品の分前を，いかなる未開人が獲得できるよりもいっそう多く享受できる。[19]」

見られるとおり，ここでの叙述は，文明社会に階級分化が生じているということと，階級間の富の分配の不平等にもかかわらず富裕が社会の最下層にまで及んでいるということを示すだけであって，各階級にどのような社会層が所属するのかという点は具体的に示されてはいない。上の引用文では，わずかに「職工」が労働する階級の一員として例示されているにすぎない。『国富論』のスミスがこの点をどう考えていたかが分るのは，第1編のなかの「商品価格の構成部分について」という表題をもつ第6章に至ってである。そこでは，「賃金・利潤・地代は，……いっさいの収入の本源である。[20]」と記されているから，『国富論』のスミスが文明社会を構成する基本的階級を賃金労働者・資本家・地主の3者と考えていたことがここでようやく明らかになる。

『国富論』第1編における階級区分と『草稿』や『講義』のそれとの顕著なちがいのひとつは，『国富論』では諸種の産業を営む資本家の所得としての利潤が賃金労働者の生産する価値の一控除部分として規定されて，不労所得とみなされている点にある。第6章のなかで，スミスはこう記している。「資本が個々人の手に蓄積されるや否や，かれらのなかのある者は，当然資本を使用して勤勉な人々を就業させるだろう。そして，その人々に原料と生活資料とを供給して，かれらの生産物を販売することによって，つまり，かれらの労働が原料の価値に付加するものによって，利潤をあげようとする。……したがって，労働者が原料に付加する価値は，このばあいには，ふたつの部分に分解するのであって，その一部分はかれらの賃金を支払い，他の部分はかれらの雇主が前払した原料と賃金との資本全額に対する利潤を支払うのである。[21]」

このような利潤の本質規定は，むろん，労働価値論に立脚するものであるが，『国富論』のスミスは，つづいて，文明社会においては全産業部門を通じて賃金率が均一化され，利潤率も均等化される傾向があると主張する。[22] これらの主張は，『国富論』第1・2編の理論展開の基本線のところでは，資本主義的生産方法が社会の全産業部門を征服し，資本と労働との移動が全面的に自由である社会状態が想定されていたことを意味するだろう。だからまた，この社会のもうひとつの階級としてあげられている地主というのは，当然，資本制的地代の取得者としての地主のみを意味することになる。[23]

以上のところから，『国富論』第1・2編の理論展開の基本線のところでスミスが採用した分析

注(19) *Wealth of Nations*, I, p. 2.
(20) *Wealth of Nations*, I. p. 54.
(21) *Wealth of Nations*, I, p. 50.
(22) Cf. *Wealth of Nations*, I, pp. 57; 101.
(23) Cf. *Wealth of Nations*, I, p. 145.

の手続は，つぎのようなものであったということになる。まず第1に，かれは文明社会の富の生産と分配との過程を考察するにあたって，国家的支配・臣従関係を捨象して，経済的過程それ自体の論理を追跡しようとする。第2に，資本主義的生産方法が全産業部門を征服したために，小生産者も非資本制的生産関係もすべて消滅した社会状態を想定する。それゆえ，この社会状態においては基本的な経済的階級は賃金労働者・資本家および資本制的地代の取得者としての地主の3者のみである。これは小生産者の両極分解が極限にまですすんだ成熟した資本主義社会を想定することを意味するであろうが，われわれは表現の簡略化のために，これを純粋資本主義の想定と呼んでおくことにしよう。

スミスは『国富論』第1・2編では，経済学の理論展開にとっては純粋資本主義を想定することが必要不可欠だと考えるに至った。そこでは資本主義の経済法則がなにものにも妨げられずに作用すると考えられたからである。スミスは労働価値論に立脚してその作用を分析する。資本主義経済の目的でもあり，起動力でもある利潤の本質を事実上剰余価値と規定したうえで，商品価格の分析，分配法則の解明，蓄積のメカニズムの解明を遂行した。こうしたかれの理論研究の基礎には，純粋資本主義の社会状態が想定されていたのだから，かれの理論研究が抽象的であるとともに一個の完結した理論体系の構築をめざすものになったのは，当然のことだったといわなければならない。

しかし，スミスはかれの理論が抽象的なものであるにもかかわらず，資本主義の現実の具体的な歴史や現状の理解のために，分析の基準として役立ちうるものだと考えていた。だから，かれは第3・4編で，ヨーロッパ諸国民の歴史と現状とを分析するにあたって，第1・2編の理論を分析の基準として適用し，すすんで重商主義の経済政策に対する批判的検討を加えたし，また第5編でも，抽象理論を分析の基準として適用することによって，国富の増進にとって最も望ましい国家財政の基本原則を明らかにしようとした。

私見によれば，『国富論』全5編は，第1・2編の理論を枢軸として体系的・統一的に組立てられていたように思われる。[(24)]『国富論』第1・2編で，価値論から蓄積論に至る理論体系を構築できたということこそ，スミスの経済学を法学体系から自立化させる拠点となったとみるべきであろう。なぜなら，それによってはじめて，現実の資本主義の歴史と現状との分析のためにも，経済政策論や財政論の展開のためにも，拠点となるべき理論的基準が与えられたからである。

ところが，『国富論』の編別構成についての上記のようなわれわれの理解の仕方に対しては，これと真向から対立する見解が近来学界に提出されている。山崎怜氏や和田重司氏によって提唱され

注(24) ただし，第5編の内容に関してだけは，スミス経済学の体系構成という点からいって，若干の問題があるようである。小林昇氏はこの点についてつぎのように述べておられるが，重要な指摘であると思う。「『国富論』にあっては，その第5編は……法学の体系から自立した経済学体系の一部を成しつつも，すぐれて制度論的な特質を帯びつつ，このかぎり一般的にいえば，法学自身の領域と深く重なりあうものであった。……財政の領域での経済的分析の展開と拡充……というべきものは，かならずしも十分に，あるいは全面的に，おこなわれてはいない。」(小林『国富論体系の成立』『小林昇経済学史著作集』第1巻，p. 304.)

た見解がそれである。[25] 両氏の攻撃目標は内田義彦氏の『経済学の生誕』におけるスミス蓄積論研究におかれているようであって，両氏の見解によると，内田氏の分析視角には「国家範疇への視座」が欠如しているが，それは『国富論』全5編が最終編の国家・財政論の展開という最終目標を見据えつつ，抽象から具体への論理的上向の体系として組立てられているという点が内田氏によって全く見落されているためだというのである。山崎氏はこういっている。「《国家の契機》を捨象した従来の蓄積編研究は，スミス研究をも含めて，いちじるしく抽象的であって，それは政治経済学体系の上向展開のためにも，スミスの総体把握のためにも，古典経済学の歴史的で主体的な把握にも，重大な欠漏部分のひとつである。[26]」と。

しかしながら，すでに知ったように，『草稿』や『講義』におけるスミスの経済学研究が未展開に終った理由のひとつは，当時のスミスが文明社会における富の生産と分配とを規制する法則の解明を企てながら，《国家の契機》を捨象して問題を抽象的に考察できなかったところにある。これに反して，『国富論』のスミスは文明社会の経済法則を解明するには，純粋資本主義の社会状態を想定することが必要不可欠だという見地に立つに至っていたのであり，《国家の契機》の捨象なしには価値論から蓄積論に至る経済学の理論体系の構築は不可能だという見地を確立するに至っていたのである。こうしてみると，内田氏がスミス蓄積論を検討したさいに，《国家の契機》に論及されなかったことは当然のことだったといわなければならない。山崎氏は「〔内田〕教授の分析視角に国家範疇への視座が微弱である」ことが，『生誕』の重大な欠陥を生んだと指摘されている。[27] しかし，われわれの評価は山崎氏とはまさに逆であって，この点はむしろ内田氏のスミス研究が『国富論』に内在して遂行されたことを示す証拠であり，『生誕』のメリットとみなされるべきである。

なるほど1850年代のマルクスは，経済学批判体系のプランとして，資本・土地所有・賃労働から国家・生産の国際関係・世界市場への上向という構想について語っている。おそらく山崎・和田両氏はこのマルクスのプランから示唆をえて，新しいスミス研究の方向を開拓しようと意欲を燃やしておられるのであろうし，それはそれでひとつの見識といってよいのかもしれない。しかし，問題はそれがスミス研究として企てられる以上は，あくまでスミスの所論に内在してすすめられる必要があるということである。このばあい，とりわけ『草稿』から『国富論』へかけてのスミス自身の分析方法の変化を正確にあとづけることが必要であろう。それによってはじめて，『国富論』の編別構成の意味をスミスに即して理解できるだろう。その点からみて，つぎのような和田氏の主張

注(25) 山崎・和田両氏に代表される一連の研究動向を，最近の日本のスミス研究における「最も重要な動向」と評価する論者も少なくない。つぎの諸氏の論説を参照されたい。杉原四郎「日本におけるアダム・スミス」大河内一男編『国富論研究』第III巻所収，川久保晃「日本におけるアダム・スミス研究」季刊『社会思想』3の1所収，飯塚正朝「経済学史の方法にかんする覚え書」『経済学雑誌』69の4所収，大森郁夫「日本におけるスミス研究の動向」『東洋経済』昭和51年2月13日号所収。

(26) 山崎「《安価な政府》の基本構成」香川大『経済論叢』41の2，p. 27. ただし，傍点は引用者。

(27) 山崎「スミスにおける経済学体系と国家範疇」香川大『研究年報』8，p. 92.

にも疑問がある。和田氏はいう。「〔『国富論』の〕第1・2編は基礎的だが，きわめて不完全な理論であり，スミスの経験論においてさえ，国家や国際関係のもとでの再生産の総機構分析への論理の上昇が可能かつ必要なものとなっている。それが可能であるのは，たんなる前提という形で，後半の〔第3・4・5編で取扱われる〕諸契機がすでに基礎理論に含まれているからであり，それが必要であるのはこうした諸前提を未論証のまま残すなら，基礎理論のもつ論理的空洞が埋められないからである。」[28]と。

和田氏によれば，『国富論』は，その5編全体が抽象から具体への論理的上向の体系として，文字通り政治経済学の体系として組立てられているのだから，第1・2編の基礎理論は国家や国際貿易を前提において展開されながら，この前提そのものの分析を留保しており，したがって，第1・2編の理論はそれだけでは未完結だというのであろう。しかし，『国富論』のスミスは資本主義の経済法則を理論的に解明するためには，資本主義的生産方法が社会の全産業部門を征服した社会状態を想定する必要があると考えていたのであって，第1・2編では小生産者層の存在や前資本主義的生産関係の残存が捨象されるとともに《国家の契機》も，したがってまた諸国家間の貿易関係も捨象されていたのである。これに反して，第3編以降でスミスが考察する対象は，ヨーロッパ諸国民経済の現実具体の歴史や現状である。だから，第1・2編からの論理的上向という手続によって，経済学の理論研究の枠のなかで第3編以降の考察対象を分析することは，もともと不可能なことだったのである。いうまでもなく，現実具体の歴史や現状の分析にあたっては，純粋資本主義の社会状態を想定しつづけるわけにはいかないし，《国家の契機》や国際貿易を捨象しつづけるわけにもいかないのである。経済学における論理的上向というのは，あくまでも純粋資本主義という想定された枠のなかでの抽象的範疇から具体的範疇への上向（例えば，剰余価値から利潤・地代への上向）を意味するにすぎない。上向法だからといって，この純粋資本主義の社会状態の想定そのものをとりはずさなければ考察しえない領域にまで論理的に上向することはできないのである。経済学の理論が純粋資本主義の想定のうえに構築されたということは，それがそれだけで一個の完結した体系の構築をめざすものとしてしか展開されえないということを意味している。『国富論』第1・2編がそれだけで一個の完結した理論体系を提示しているのは，スミス自身がある程度まで理論研究と歴史・現状分析との間の非連続性という問題を自覚していたことを示している。[29]

注(28) 和田「『国富論』の編別構成についての覚え書」一橋大『経済研究』18の3，p. 271.

(29) 『国富論』の第1・2編と第3編以降との間の断層の問題について，いち早く重要な指摘をされたのは，内田氏である。「『国富論』における《国民》の取扱い方は，各編によってかなり違うことに気がつく。すなわち，いわゆる理論編たる第1・2編では諸国民間の差別性はむしろ遠のいて，……多かれ少なかれ文明国に共通する理論的諸規定が取扱われているし，第3編の《歴史》では，諸国民が個々的に取上げられ，その構造的な違いが富裕の観点から比較史的に検討せられている。これに反して，ヨーロッパの現状分析にあてられている第4編においては，……政治家にひきいられ，……対立し合うところの諸列強として，歴史の舞台にいちどきに立ち現われ，弱肉強食の姿そのまま，まざまざと描かれているのである。」（内田『経済学の生誕』pp. 130-1. ただし，引用文中の傍点は内田氏自身のもの。）

抽象から具体への上向といっても，それは現実具体の歴史や現状への上向が可能だということではない。この点で，山崎氏の『国富論』の編別構成の理解の仕方にも同じような疑問がある。氏はこういっている。「第1編と第2編では固有の意味での人間は前提とはされても，そのものとしては登場しえないが，〔第3編以降の〕後半体系ではこの物質的法則の担い手たる歴史的主体としての，また社会的主体としての人間がおどりでなくてはならないからである。それはあたかも，かの価値形態論と交換過程論の関係に似ている。」(30)

山崎氏は，『資本論』の叙述のなかで人間がはじめて登場するのは，価値形態論ではなく，交換過程論の個所であるといわれている。この指摘それ自体には問題はないが，しかし，交換過程論で登場する「人間」というのは，あくまでも商品所有者としての資格における人間であり，商品の人格化としての人間でしかなかったはずである。それなら，『国富論』第1・2編では，いかなる意味の人間も登場していないだろうか。そんなことはない。そこには少なくとも資本家・賃金労働者・地主が登場していた。かれらは資本の人格化・労働力商品の人格化・ブルジョア的土地所有の人格化としての人間群像であって，その限り，かれらはたしかに抽象的な「人間」であるにはちがいないが，それでも，『国富論』第1・2編で登場する「人間」は，少なくとも交換過程論に登場する商品の人格化という最も抽象的な人間よりもはるかに具体的な存在であったというべきだろう。こうしてみると，『国富論』第1・2編と第3編以降との関係を「価値形態論と交換過程論との関係」に比定して捉えるべきだという山崎氏の立言は，収拾し難い混乱を伴っているように思われる。

さて，繰返し述べてきたように，『国富論』第1・2編の理論展開の基本線のところでスミスが想定しているのは，資本主義的生産方法が全産業部門を征服し，小生産者層も前資本主義的生産関係も全く消滅した社会状態である。しかるに，『国富論』が刊行される時期においてさえも，世界で最も先進的なイギリスにおいてもまだ，社会の全産業が資本主義的生産方法によって十分に征服されてしまったとはいえない。比較的遅れた産業部門にはかなり多数の小生産者層が根強く存続していた。ヨーロッパの資本主義は当時まだ未成熟な段階にあったはずである。それなら，なぜスミスは，こういう現実の地盤に立ちながら，『国富論』第1・2編では，成熟した資本主義のもとでしか成立しそうもない社会状態のモデルによる抽象理論の構築を意図したのだろうか。

その理由は，おそらく，つぎの点に求められるだろう。なるほどスミスの時代の現実は，さまざまな古い遺制が残存し，小生産者層の全人口中に占める比率もけっして小さくはない。こういう現状をみれば，ヨーロッパの文明諸国民が今後どのような方向をめざして変化してゆくのかは，すべてが混沌のなかに見定め難い状態にある。しかし，『国富論』の構想と執筆との時期には，スミスにはひとつの見通しが生まれていたにちがいない。すなわち，たしかにヨーロッパ諸国民の実状はいまもって混沌のなかにあるにはちがいないが，その将来については，諸国民の経済生活は，遅速

注(30)　山崎，前掲「経済学体系と国家範疇」p. 87.

の差や類型的性質の差は生ずるかもしれないが，いずれも着実に資本主義化してゆかざるをえないはずであり，それは歴史の必然だという確信が，スミスのなかに定着するに至っていたように思われる。そうであってみれば，スミスにとっては，歴史と現状とを解明し，国富の増進にとって真に有効な経済政策や財政に指針を与えるためには，なによりもまず資本主義の経済法則を明らかにする必要が生ずるだろう。なぜなら，資本主義の発展ということこそが混沌のなかに見定め難い現実を，それにもかかわらずある一定の歴史的軌道に必然的にのせていく規定的契機であるといわなければならないからである。だが，その資本主義の運動を規制する法則を解明するためには，その法則が歴史の現実のなかで十分に作用しつくし，その究極の目標をすでに達成した地点ではじめて確立されるような完全に成熟した資本主義社会というモデルが設定されなければならない。なぜなら，資本主義の経済法則は，そのような成熟した資本主義社会においてのみ，その作用が歪められることなく純粋に発現するはずだからである。かくして，『国富論』の第１・２編で分析の対象として登場する文明国民のもとでは，小生産者層はすべて資本と賃労働との両極に分解しつくしており，土地所有者もすべてブルジョア的地主に変身してしまっていたのである。

(岡山大学法文学部教授)